

環境省告示第四十七号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよつに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよつに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

排水基準を定める省令第二条の環境大臣が定める方法は、有害物質の種類又は項目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

二 シアン化合物 規格三十八・一・二（規格三十八の備考十一を除く。以下同じ。）及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「告示」といふ。）付表一に掲げる方法

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 告示付表二に掲げる方法

八 アルキル水銀化合物 告示付表三に掲げる方法及び付表三に掲げる方法

九 ポリ塩化ビフェニル 日本工業規格K〇〇九三に定める方法又は告示付表四に掲げる方法

二十 チウラム 告示付表五に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。）

二十一 シマジン 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場

排水基準を定める省令第二条の環境大臣が定める方法は、有害物質の種類又は項目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

二 シアン化合物 規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「告示」といふ。）付表一に掲げる方法

八 アルキル水銀化合物 告示付表二に掲げる方法及び付表三に掲げる方法

九 ポリ塩化ビフェニル 日本工業規格K〇〇九三に定める方法又は告示付表三に掲げる方法

二十 チウラム 告示付表四に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。）

二十一 シマジン 告示付表五の第一又は第二に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場

合についても百ミリリットルとする。)

二十一 チオベンカルブ 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法  
(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。)

二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四・一(規格三十四の備考一を除く。)、三十四・二若しくは三十四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試験溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十三ミリリットル、りん酸六十三ミリリットル及び塩化ナトリウムグラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の六図に注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格三十四・一・一c)(注の第三文及び規格三十四の備考一を除く。)に定める方法及び告示付表七に掲げる方法

二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五、四十二・六又は四十二・七に定める方法(ただし、四十二・二、四十二・六又は四十二・七に定める方法により測定する場合において、規格四十二・一c)の蒸留操作を行うときは、規格四十二の備考二及び備考三に規定する

合についても百ミリリットルとする。)

二十一 チオベンカルブ 告示付表五の第一又は第二に掲げる方法  
(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミリリットルとする。)

二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四・一、三十四・二若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一c)(注の第三文を除く。)に定める方法及び告示付表六に掲げる方法

二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.776を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸

方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一(c)(12)及び(c)(13)の式中「 $C \times 1.348$ 」を除く。)又は四十三・二・三(c)(7)及び(c)(8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)

二十八 一・四―ジオキサン 告示附表八に掲げる方法

三十四 フェノール類含有量 規格二十八・一(規格二十八の備考一及び備考三並びに規格二十八・一・三のただし書以降を除く。)に定める方法

四十一 窒素含有量 規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六(規格四十五の備考三を除く。)に定める方法

イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格四十三・二・一(c)(12)及び(c)(13)の式中「 $C \times 1.348$ 」を除く。)又は四十三・二・三(c)(7)及び(c)(8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)

二十八 一・四―ジオキサン 告示附表七に掲げる方法

三十四 フェノール類含有量 規格二十八・一に定める方法

四十一 窒素含有量 規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六に定める方法

四十二 燃<sup>ん</sup>含有量 規格四十六・三(規格四十六の備考九を除く。)に定める方法

付表三

アルキル水銀の検定方法

一 試薬

(一)～(三) (略)

(四) 告示付表二の一に掲げる試薬

二 器具及び装置

(一)～(五) (略)

(六) 告示付表二の一に掲げる器具及び装置

三 試料の採取及び保存

試料の採取及び保存は告示付表二の三に定める方法による。

四 試験操作

(一)～(五) (略)

(六) この還元アラスコに水を加えて二百ミリリットルとし、以下告示付表二の四の(一)から(六)までの操作を行う。

(七) (略)

(注一)・(注二) (略)

五 (略)

備考 (略)

四十二 燃<sup>ん</sup>含有量 規格四十六・三に定める方法

付表三

アルキル水銀の検定方法

一 試薬

(一)～(三) (略)

(四) 告示付表一の一に掲げる試薬

二 器具及び装置

(一)～(五) (略)

(六) 告示付表一の一に掲げる器具及び装置

三 試料の採取及び保存

試料の採取及び保存は告示付表一の三に定める方法による。

四 試験操作

(一)～(五) (略)

(六) この還元アラスコに水を加えて二百ミリリットルとし、以下告示付表一の四の(一)から(六)までの操作を行う。

(七) (略)

(注一)・(注二) (略)

五 (略)

備考 (略)

